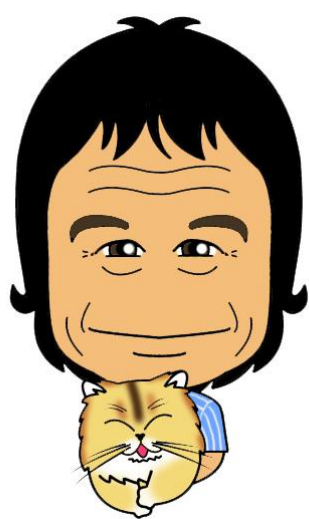


簡易な相続税の話



加藤俊治税理士事務所

税理士 加藤俊治

0466-23-1463

基礎控除額

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

被相続人の遺産総額が相続税の

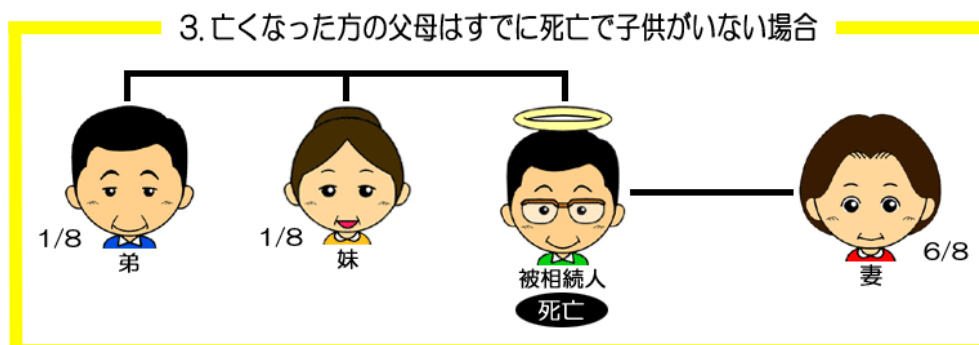
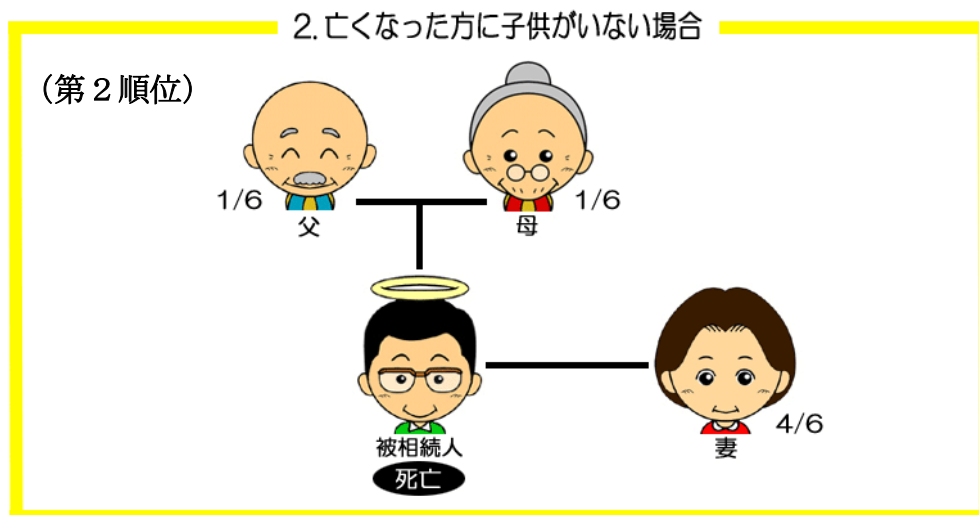
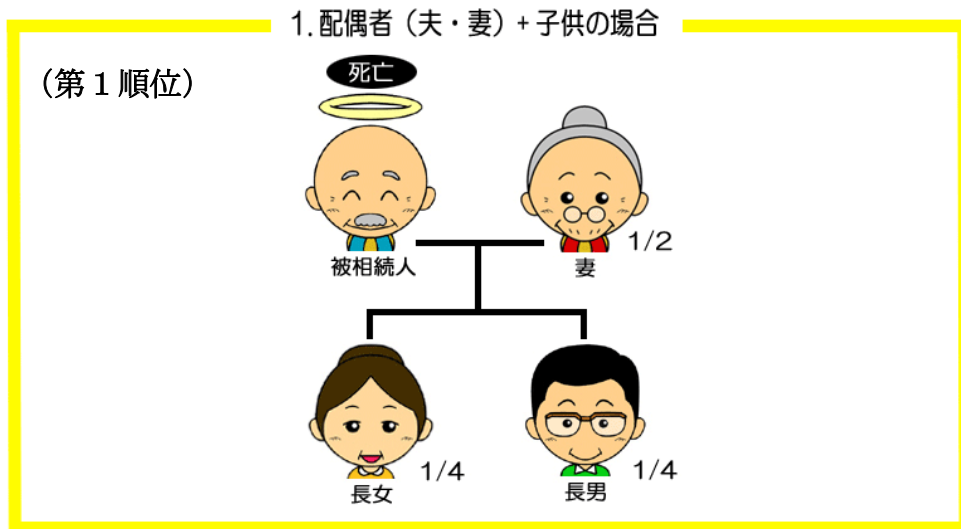
基礎控除額を超える場合に相続税が発生します。

【Q】 父が亡くなった時に相続税がかかるか知りたいのですが、父が亡くなった時の相続人は母と自分の妹の3名なので基礎控除額は $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 = 4,800 \text{ 万円}$ ということですか？ちなみに妹は結婚して嫁いでいますが相続人になるのですか？

【A】 結婚して嫁いだ妹さんも相続人となります。よって相続人は3名で基礎控除は4,800万円です。遺産総額が基礎控除額を超える場合に相続税が課税されます。

相続人の範囲、順位

相続順位	第1順位	第2順位	第3順位
血族相続人	子またはその代襲者 (直系卑属)	父母または祖父母 (直系卑属)	兄弟姉妹 またはその代襲者
配偶者相続人	配偶者 ※被相続人の配偶者は常に相続人となります。		



遺産総額

(第3順位)

遺産総額とは積極財産（プラスの財産）と
消極財産（マイナスの財産）の差額を言う。

相続税がかからない場合

(遺産総額 < 基礎控除額)

積極財産	消極財産	基礎控除額
	遺産総額	

相続税がかかる場合

(遺産総額 > 基礎控除額)

積極財産	消極財産	} 相続税 課税対象
	遺産総額	
		基礎控除額

相続税の対象財産

プラスの財産

- 不動産（土地・借地権・建物）



- 現金・預貯金・貸付金



- 国債・社債・有価証券



- 車・ゴルフ会員権



- 家財・骨董品・宝石・貴金属など



マイナスの財産

- 借入金
- 未払の所得税、住民税、固定資産税
- 預かり敷金、保証金など



財産とはならないもの

- 墓地、仏壇、仏具
- 相続人が受け取った死亡退職金のうち一定の金額
- 相続人が受け取った生命保険金などのうち一定の金額など



※生命保険金の下記の非課税限度額

500万円×法定相続人の数

※退職金の下記の非課税限度額

500万円×法定相続人の数

※香典は相続財産に加算されません

相続開始前 3 年以内の贈与

※相続開始前 3 年以内に被相続人から贈与された財産が有る場合は、贈与取得財産を相続税の課税価格に加算して相続税額等を計算します。

※相続開始前 3 年以内の贈与財産には、基礎控除（110万円）以下の為贈与税の申告をしなかった財産も含まれます。

※非相続人から相続により財産を取得しなかった者については適用がありません。

親の居住用不動産（小規模宅地特例）

※被相続人又は被相続人と生計を一にしていた親族の居住の用（特定居住用宅地等）に供されていた宅地等で一定の要件を満たしている場合は **330㎡**まで**80%減額**されます。

※申告期限までに**未分割の宅地等**には原則として適用有り**ません**。

葬式費用等

※葬式費用の範囲

- ①密葬費用、お通夜の費用、仮葬式費用、本葬費用など
- ②僧侶、寺院へのお布施など
- ③葬儀会場費用、通夜の飲食代など

※下記の費用は、葬式費用になりません。

- ①香典返戻費用
- ②墓碑および墓地の買入費並びに墓地の借入料
- ③法要に要した費用（初七日、四十九日の費用）

配偶者控除

配偶者が相続した財産課税価格について、
下記の高い金額までは、相続税が無税です。

① 民法上の配偶者法定相続分

② 16,000 万円

※配偶者が実際に申告期限迄に取得した財産に適用あり。

※申告書提出した場合に適用あり。

※婚姻届出をしている者に限られる。

未成年者控除、障害者控除

下記の一定の金額を相続税から免除します。

未成年者控除

(20歳・相続開始時の年齢) × 10万円

障害者控除

一般障害者 (85歳－相続開始時の年齢) × 10万円

特別障害者 (85歳－相続開始時の年齢) × 20万円

※相続により財産を取得した場合に適用

相続税額の計算

相続税額の計算は、下記の手順で行います。

1、 遺産総額の計算

- ① 取得財産合計
- ② 債務、葬式の金額
- ③ 3年以内の贈与の価格

$$\text{①} - \text{②} + \text{③} = \text{遺産総額}$$

2、 基礎控除額

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

3、 課税遺産総額

1 - 2 = 課税遺産総額

4、 相続税の総額の計算

3の金額を、法定相続分に分けて個々の税率を掛けあわせて、金額を合計します。

5、 各人の算出相続税額の計算

4の総額を各人の取得財産の割合で相続税の総額と按分します。

6、 税額控除及び納付税額

配偶者の税額軽減、障害者控除、未成年者控除等の減算、加算した金額。

相続税額概算表

相続税額の概算は、下記の表の通りです。

※配偶者が1／2を取得前提です。

※相続税額は、各相続人が支払う税額です。

相続人／課税価	配偶者と子			子だけ			単位：万円
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人	
0.5億円	40	10	0	160	80	19	
0.75億円	197	143	106	580	395	270	
1億円	385	315	262	1,220	770	629	
1.25億円	630	523	446	1,970	1,260	1,004	
1.5億円	920	747	664	2,860	1,840	1,440	
1.75億円	1,295	1,037	936	3,860	2,590	1,939	
2億円	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,459	
2.25億円	2,045	1,662	1,498	5,860	4,090	3,210	
2.5億円	2,460	1,985	1,799	6,930	4,920	3,959	
2.75億円	2,960	2,422	2,164	8,055	5,920	4,709	
3億円	3,460	2,860	2,539	9,180	6,920	5,460	
3.5億円	4,460	3,735	3,289	11,500	8,920	6,979	
4億円	5,460	4,610	4,154	14,000	10,920	8,979	
4.5億円	6,480	5,492	5,029	16,500	12,960	10,980	
5億円	7,605	6,555	5,962	19,000	15,210	12,979	

相続税の申告

※相続税の申告書は、相続を知ったの翌日から10ヶ月以内に提出。

※被相続人の死亡した時の住所地を所管する税務署に提出

※申告書の提出義務

①遺産総額が基礎控除額を超える場合

②各種特例の適用を受けようとする場合

※相続税の納付税額が有る場合は、10ヶ月以内に納付義務あり。

相続税の申告報酬規定

相続財産 8,000 万円位で、40 万円位を目安（個別のケースにより増減あり）事前に金額を提示します。（後で金額を上回ることはありません。）

報酬規定（原則）

●相談のみ	無料
●評価計算を伴う基礎控除以下（申告無）	10万円～20万円位
●基本料金	20万円（下記の金額を加算）
●遺産総額	1億円未満 遺産の0.8%位の加算
	1億円～3億円 遺産の0.4%位の加算
	3億円以上 遺産の0.3%位の加算

計算例（費用概算） キャンペーン中

① 下記の3条件を満たしている場合

A. 相続財産 5,000万円前後	
B. 相続人 2人以下	60万円 = 20 + 40
C. 分割が相続人の間で決まっている。	32万円位 (キャンペーン中)

② 下記の3条件を満たしている場合

A. 相続財産 8,000万円前後	
B. 相続人 2人以下	84万円 = 20 + 64
C. 分割が相続人の間で決まっている。	40万円位 (キャンペーン中)

③ 相続財産 1億円位（分割が決まっている場合）

基本料金 + (1億 × 0.8%)	
↓ ↓	
(20万円 + 80万円) × 60% =	100万円 = 20 + 80
	60万円位 (キャンペーン中)

④ 相続財産 3億円位（分割が決まっている場合）

基本料金 + (1億円 × 0.8%) + (2億 × 0.4%)	
↓ ↓ ↓	
(20万円 + 80万円 + 80万円) × 70% =	180万円 = 20 + 80 + 80
	126万円位 (キャンペーン中)